

令和4年度鞍手町議会第4回臨時会会議録（第1号）						
令和4年8月24日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和4年8月24日 午後 1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和4年8月24日 午後 2時28分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人						
会議録署名 員	5	新 谷 留 晴		6	篠 原 哲 哉	

職 務	議会事務局 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会事務局 局次長	広 瀬 真 一	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	副町長	浅 野 彩	出 欠
	教育長	外 園 哲 也	出 欠	会計課長	田 中 靖 治	出 欠
	総務課長	高 橋 奈 美 江	出 欠	建設課長	西 生 卓 矢	出 欠
	福祉人権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	政策推進 課 長	柴 田 隆 臣	出 欠
	税務住民 課 長	石 田 克	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事 務 局 長	大 村 俊 夫	出 欠	上下水道 課 長	神 谷 徹	出 欠
	保険健康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	教育課長	森 永 健 一	出 欠
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

令和4年第4回鞍手町議会臨時会議事日程

8月24日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第36号 鞍手町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第37号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第38号 財産の取得
- 日程第6 議案第39号 財産の取得

令和4年8月24日（臨時会）

開議 午後 1時00分

○議長 星 正彦君

只今から、令和4年第4回鞍手町議会臨時会を開会します。

今期臨時会において、田中会計課長が休職のため、欠席の届出が執行部よりありました事をお知らせいたします。

まず、町長より提出されております専決処分の報告、庁舎等建設事業 鞍手町庁舎等建設地造成工事(1工区)請負契約の変更(第2回)及び専決処分の報告、庁舎等建設事業 鞍手町庁舎等建設地造成工事(2工区)請負契約の変更(第2回)をお手元のタブレット端末機に送信していますのでご確認下さい。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において5番議員 新谷 留晴 議員及び6番議員 篠原 哲哉 議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期臨時会の会期は本日1日間をしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 議案第36号及び日程第4 議案第37号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

日程第3 議案第36号及び日程第4 議案第37号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第3 議案第36号は、鞍手町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、最近における物価の変動等に鑑み、選挙公営に係る公費負担限度額の引き上げ等を内容とする、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に、日程第4 議案第37号は、鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改

正する条例であります。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の条例の一部が改正される事に伴い、条例の一部について所要の改正を行うものであります。

以上が、日程第3 議案第36号及び日程第4 議案第37号の提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長（星 正彦君）

これから質疑を行います。

議案第36号について、質疑ありませんか。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

今回の条例改正に伴いまして、私の方で確認した金額等がありますので、それを申し上げますのでもし、その金額等が間違っていたらご指摘をいただきたいと思います。

まず、ポスター作成に関しては1枚当たり160円の増額。

これが40ヶ所というふうに理解をしておりますので増額は6,400円。

それから選挙カーについては、1日当たり300円の増額の5日間で1,500円。

それから燃料費としては、1日当たり140円の増額が5日間で700円。

1人当たりの増額は、トータルとして8,600円。というふうに理解をしましたが、この理解で間違いはないかどうか。

○税務住民課長（石田 克君）

議長。

○議長（星 正彦君）

税務住民課長。

○税務住民課長（石田 克君）

お答えをいたします。ただいま議員さんの言われたとおり単価の改定についてはその通りでございます。以上です。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

それと今回の政令で変更されたという事でありまして、これ法的には法律の条文的には変わってないと思いますけれども使用内容等については、これは変更されているのかされていないのか。

従前どおり、例えば選挙カーなら車自体の物というふうに理解をしていますが、そう言ったその使用内容について、該当する内容についての変更というのは、表記されているのかどうかそのへんを確認させて下さい。

○税務住民課長（石田 克君）

議長。

○議長（星 正彦君）

税務住民課長。

○税務住民課長（石田 克君）

今回の改正につきましては、単価の改定でありまして、その内容等につきましては変更ありません。以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第36号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって議案第36号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第37号について質疑ありませんか。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

今回の改正内容の具体的な中身について、教えていただきたいと思います。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。今回の改正内容につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、育児休業の取得回数制限が緩和され、これまで原則1回までとされていた育児休業の取得が原則2回までに拡充されたことや、夫婦交代での育児休業の取得や男性職員の育児休業の取得がしやすくなりました。

本議案は、この育児休業法の改正に伴って、条例に委ねられている部分のうち主に非常勤

職員の育児休業の取得要件等について、所要の改正を行ったものです。以上です。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

現在の対象者等がおられれば、教えてください。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

現在の対象者につきましては、非常勤職員という形で本町に該当する職員は98名います。そのうち取得の可能性があるという非常勤職員は1名となっております。以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第37号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって議案第37号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に進みます。日程第5 議案第38号及び日程第6 議案第39号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（岡崎 邦博君）

議長。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長（岡崎 邦博君）

日程第5 議案第38号及び日程第6 議案第39号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第5 議案第38号は、財産の取得であります。

取得する財産は、業務用タブレット型端末等365台、取得価格は3,597万円。

納期は令和5年3月24日まで。

契約の相手方は株式会社ＢＣＣであります。

次に、日程第６ 議案第３９号は、財産の取得であります。

取得する財産は、封入封緘機１台、取得価格は７１５万円。

納期は令和４年１０月１２日まで。

契約の相手方は、デュプロ株式会社であります。

以上が日程第５ 議案第３８号及び日程第６ 議案第３９号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長（星 正彦君）

これから質疑を行います。

議案第３８号について、質疑ありませんか。

○議員（１番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（１番 添田 政勝君）

現在使用しているタブレット端末ですけど、これがまだ購入、配付されて間もないのに、なぜこんなに早く更新される必要があるのか教えてください。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

今回の端末購入につきましては、業務用端末、情報系の端末のリプレースの時期と重なったことから、今回取得をするというふうな形になりました。以上です。

○議員（１番 添田 政勝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

添田議員。

○議員（１番 添田 政勝君）

メーカーと機種は、誰が決めているのですか。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

入れ替わった機種の内容についてですが、職員のタブレットにつきましては、文書の編集

や閲覧、情報の検索等多岐に分かれることから、これまで同様マイクロソフト社のサービスのほうを導入する事と決めております。

なお、議会用のタブレットにつきましては、マイクロソフト社ではなく iPad アップル社の iPad のほうを導入する事としておりますが、この分につきましては、電子会議等々のアプリを使って、議案の閲覧等々を行うことが主な用途であることから、使いやすさで評価があるという事で、町のほうで選択をさせていただきました。以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに質疑ありませんか。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

まず現在、貸与されている我々が使用しているタブレット、それと新規購入予定のタブレット、これの基本スペックの違というのは説明出来ますか。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。現在の端末タブレットの方につきましては、スペックを各それぞれでご説明をさせていただきたいと思います。

まず、現在お手元にある端末の方につきましては、メモリーが3ギガバイト、これが新しい物になりますと8ギガバイトになります。

それから、ディスクの容量につきましては、現在32ギガバイト、これが議会用の方につきましては、128ギガバイト、職員については、256ギガバイト入れているというふうな形です。

あと1番大きく変わった所につきましては、現在のタブレットの方はディスプレイがやや小さくて見づらいという所がございますので、この分が12.9インチから13インチに大きく変わっているところが内容でございます。以上です。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

ですから、このディスプレイが何インチで、12.9インチになるのは、この資料に書

かれていますので分かるのです。

ですからそれをお答えいただきたい。分けですよ。それ分らないのだったら、分かりますか。さっき13インチとか12インチとか言っていましたけどそうじゃない。

これのインチが知りたいのです。これのインチが幾つになるかっていう、だから基本スペックの違いを説明してくれって言ったでしょ。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

申し訳ありません。現在の端末の画面サイズは10.1、これが議会用は12.9インチ、職員用は13インチになります。以上です。

○議員（3番 田中 二三輝君）

議長。

○議長（星 正彦君）

田中議員。

○議員（3番 田中 二三輝君）

ちょっと2回使いましたので、ちょっと一気に聞きますけどまず、予定日が示されていまね。納品時期。この時期だと3月議会に間に合いませんが我々は後、12月と3月議会で、本当にその新しいのが使えるのかどうか。

そのへんは、どういうふうに判断していたら良いのでしょうか。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。今おっしゃる通り、納期の方が3月ということで、現在の社会情勢を考えますと3月24日までと言う事でゆとりを持たせていただいております。

今後、12月・3月議会という事で議会も開会されますが、その場合につきましては、今、配付させていただいております端末の方をご利用していただければと考えております。

以上です。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

このタブレットですけど、職員用とか議員用とか言う事を個人的に調べたのですが、議員用のiPad Proですけど、これ一流のデザイナーの方たちが使うようなかなり何と言いますか僕らでは日頃使わないようなタブレットを購入しようとしていますが、もっとそのiPad Proじゃないで、もっとランクを落としてですね、価格もその分が落ちるので、まずそのiPad Pro、この一流デザイナーが使うようなタブレットを選択したのかそれは、なぜなのか教えてください。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

ただですね、利用するスペックは、それなりのものをご用意させていただきましたが、活用する内容につきましては、その都度アプリを導入していただいて活用するというふうな形ですし、現在のスペックの方から確かに増えてきている容量になっておりますので、かなり作業も楽になるのではないだろうかと言う事で、議会の議員さんの皆さんにおかれましても様々な作業をされると言う事を見据えまして、今回このスペックを用意させていただきました。以上です。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

これを見直すつもりはないのですか。同じスペックでも、ほかの機種でランクを下げればもっと沢山ありますよ。

なぜそれを価格が高いiPad Proにしているのか僕には、分からなくて同じ内容でもっとランク下げて同じメーカーとかiPodとかでも色々ありますが、見直すつもりはありますか。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

今回の内容につきましては、もう一旦この形で仮契約をさせていただいておりますので、このまま進めさせていただければと考えております。以上です。

○議員（8番 有働 徳仁君）

議長。

○議長（星 正彦君）

有働議員。

○議員（8番 有働 徳仁君）

3回目になりますが、現状の皆さんが持っているタブレットをどうするのかということ、かなりの金額が掛ると思うので、個人的には、この今皆さんが持っているタブレットを今の現状で売るなりして、その売れた分もこちらの方に回してくるという形をとったほうが良いのではないかと思います。

なぜかと言うと、これをずっと保管しておいたら、どんどんどん年月がたっていったらほとんど売買する価格も落ちていくと思います。

今後ですね、このタブレットをどうしていくのかちょっとお聞かせください。

今現状持っている、タブレットを。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。現在、配付させていただいております端末につきましては、継続して活用することを考えております。

新たに配付する端末のみで、運用に問題がないというような職員、議員の皆様がいらっしやいましたら、その分につきましては、回収をさせていただきます。

現時点で会計年度任用職員等々には、情報系の端末を配付しておりませんので、そちらの方で活用させていただこうと考えております。以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに質疑はありませんか。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

ちょっと同じような事を聞こうと思っていたのですが、議員の部分については、それで良いでしょうか職員が使っているタブレットありますよね。

それも新しく入れ替わるわけで、そんな何百台も会計年度任用職員がいる訳ではありませんしその後どうされるのでしょうか。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

まず、今現在活用しておりますタブレットにつきましては、臨時交付金の方での財源で購入をした端末になります。

備品につきましては、最低5年の取得期間というのがございますので、その時点で、どういうふうに、やっていくかということは今後検討させていただければなというふうに考えております。以上です。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

検討してもなかなかね、スペックというかそれ自体がどんどんどんどん古くなってもうただ同然みたいな感じになってくると思いますけども、それも含めて早めに提案する時点で考えておくべきじゃないだろうかというふうに思うわけですが、後その議員の今持っている部分については、アプリを入れてある方もおられるでしょうし、色々中身的に、このまま、はい返しますっていう形には、ちょっとならないのじゃないだろうか。

例えば中身を全部消すだとか、何か色んな事をちょっと作業しないとイケない。

部分も出てくると思うんです。

その辺も、含めてちょっと考えていただきたいと思います。

もう一度、答弁をお願いします。

○総務課長（高橋 奈美江君）

議長。

○議長（星 正彦君）

総務課長。

○総務課長（高橋 奈美江君）

お答えいたします。回収されましたタブレットにつきましては、初期化をしてアプリ等は全て削除するような形で考えております。以上です。

○議長（星 正彦君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって議案第38号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第39号について質疑ありませんか。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

封入封緘機の事ですけれども、これまではどうされてあったのか、全部職員が手折して、入っていたという形だったのか、それとも一部は、どこかの業者にお願いをしてという形だったのか、そういうのも含めて現状どうなっているのか教えてください。

○政策推進課長（柴田 隆臣君）

議長。

○議長（星 正彦君）

政策推進課長。

○政策推進課長（柴田 隆臣君）

お答えをいたします。現状でございますが、ふるさと納税に限っての話でいけば、全て手作業で折っております。

それからこの機械には、汎用性がございまして国保それから税の納付書等にも使えるような汎用性の高い機械になっております。

現状につきましては、全て職員が手折りで封入を行っている所でございます。

以上でございます。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

どこまでの部分で活用されるのか。なんて言いますか全てその税の納付書だとか、何かのお知らせだとか、もう色んな事に出来る訳ですけれども、それ全てこれで行うという事になるのでしょうか。

そうすれば、もの凄く職員の負担というのも減るだろうとは思いますが、ただ1台がですね、私これ調べましたけど値段が分かりませんでした。

通常の値段が書いていなかった。ちょっと1台756万円というのは、もしあれでももう少し低いならね、2台あったほうが使い勝手があるのじゃないだろうかというふうに思うわけですし、それぞれ何枚を入れられるかという段階的な物があると思えますけれども、それについては、今回購入される中身についてもう一度お願いします。

○政策推進課長（柴田 隆臣君）

議長。

○議長（星 正彦君）

政策推進課長。

○政策推進課長（柴田 隆臣君）

お答えをいたします。ふるさと納税のお話でございますが具体的に今現在で、お1人の寄附者に対しましてお礼状、それからワンストップの特例申請書、それから寄附の受領証明書、その他お知らせと言う事で最大で4枚の文書を一つの封筒に入れて郵送を行っております。

今回、機械を導入する事によりまして今現在導入しております、ふるさと納税用のシステムこれは名前、住所等々を管理したシステムがございますが、それと連動いたしまして最高で4枚の紙をこの封入封緘機はセットする事が出来るようになっております。

そしてシステムから打ち出される書類等々につきましては全てバーコード管理で、管理される事となっております、個人で例えば、2枚しか必要のない方、3枚しか必要のない方、4枚必要な方がいらっしゃいますがそれは全てバーコードで管理し誤封入が発生した場合は、その機械がストップするというような機能を搭載した機械でございます。

以上でございます。

○議員（4番 宇田川 亮君）

議長。

○議長（星 正彦君）

宇田川議員。

○議員（4番 宇田川 亮君）

いやいろんな課があって、そのふるさと納税の部分だけじゃなくて、いろんな課がいろんな方に送ったり、例えばアンケートだとかも含めてです。

いろんな使い勝手があるわけで、それ全体がこの1台で出来るのかどうか。

というのも含めて、どこまでの庁舎全体で全部それを補えるものなのかどうなのかっていうのをお聞きしたい。

どこの課で主に使うとか全体で全部使いますよと言う事なのか教えてください。

○政策推進課長（柴田 隆臣君）

議長。

○議長（星 正彦君）

政策推進課長。

○政策推進課長（柴田 隆臣君）

お答えをいたします。今回主にふるさと納税として使用するという事で財源につきましては、ふるさと納税寄附金を充当すると言う事で政策の方で予算を計上させていただいておりますけれども使用につきましては、全課に案内文書であったり納付書であったり保健所の送付であったりと、そういったものに全てに使えるようになっております。

以上でございます。

○議長（星 正彦君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第39号は、総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって議案第39号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

これより委員会審査のためしばらく休憩します。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 2時23分

○議長（星 正彦君）

会議を再開します。

日程第3 議案第36号から日程第6 議案第39号までの4件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

○総務文教委員長（篠原 哲哉君）

議長。

○議長（星 正彦君）

篠原総務文教委員長。

○総務文教委員長（篠原 哲哉君）

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第36号 鞍手町議会議員及び、長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

議案第37号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第38号 財産の取得

議案第39号 財産の取得

本委員会は、本日付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長（星 正彦君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第36号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第37号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第38号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第39号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第36号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第37号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第38号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

(「なし」の声あり)

次に、議案第39号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第36号 鞍手町議会議員及び、長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号 財産の取得を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数多数です。

よって議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号 財産の取得を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これをもって令和4年第4回臨時会を閉会します。

閉会 午後 2時28分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正 彦

議員 新 谷 留 晴

議員 篠 原 哲 哉